

✿ 医療費の助成制度

問 保険年金課

■ 医療福祉費支給制度（マル福）…県の制度

妊産婦、小児（15歳児まで）、ひとり親家庭（母子・父子家庭）、重度心身障がいのかたが、保険診療で医療機関などにかかる場合の一部負担金を助成します。申請により窓口で「㊦医療福祉費受給者証」の交付を受けてください。ただし、所得制限があります。

対象者		県内医療機関での受診	県外医療機関での受診
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けたかた	保険証と「㊦医療福祉費受給者証」を提示し受診してください。	
小児	0～15歳児（中学3年生まで） ※中学生は入院のみ	◎自己負担金 <外来> 医療機関ごとに1日600円まで（月2回限度） <入院> 医療機関ごとに1日300円まで（月3,000円を限度）	「㊦医療福祉費受給者証」は使えません。 医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。
ひとり親家庭	母子・父子家庭で18歳未満の子、または20歳未満の障がい児および高校在学者とその母または父		
重度心身障がい者	・身体障害者手帳1・2級のかた ・療育手帳A・Aのかた ・療育手帳Bかつ身体障害者手帳3級のかた ・身体障害者手帳3級の内部障がい者（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい・肝臓機能障がい）のかた ・障害年金1級のかた ※65歳以上のかたは、後期高齢者医療保険加入が要件	保険証と「㊦医療福祉費受給者証」を提示し受診してください。 自己負担金はなし	◎支給申請に必要なもの 受給者証、認印、領収書、金融機関などの通帳

■ すこやか医療費支給制度…坂東市独自の制度

妊産婦、小児（15歳児まで）のかたで、医療福祉費支給制度（マル福）に該当しないかたが、保険診療で医療機関などにかかる場合の一部負担金を助成します。申請により窓口で「すこやか医療費受給者証」の交付を受けてください。ただし、妊産婦のかたは所得制限があります。

対象者		県内医療機関での受診	県外医療機関での受診
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けたかた ※マル福に該当しない疾病のみ	医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。 ◎支給申請に必要なもの 受給者証、認印、領収書、金融機関などの通帳	
小児	0～15歳児（中学3年生まで） ※所得制限によりマル福が受けられないかたと中学生の外来のみ	保険証と「すこやか医療費受給者証」を提示し受診してください。 ◎自己負担金 <外来> 医療機関ごとに1日600円まで（月2回限度） <入院> 医療機関ごとに1日300円まで（月3,000円を限度）	「すこやか医療費受給者証」は使えません。 医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。 ◎支給申請に必要なもの 受給者証、認印、領収書、金融機関などの通帳

✿ 国民年金

問 保険年金課

日本に住む20歳以上60歳未満のかたは、国民年金に加入することが義務付けられています。

■ 国民年金の加入の種類（3種類）

- 第1号被保険者（自営業・学生など）
- 第2号被保険者（会社員・公務員）
- 第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）

- 任意加入被保険者…希望すれば加入することができるかた
 - ・日本国内に住所がある60歳以上65歳未満のかた（老齢基礎年金を受けていないかた）
 - ・日本国内に住所がある65歳以上70歳未満のかた（昭和40年4月1日以前生まれで、受給資格期間を満たしていないかたに限り）
 - ・海外に在住し、日本国籍を有している20歳以上65歳未満のかた

■ 国民年金保険料

月額16,260円（平成28年度）です。
 ※保険料を納め忘れた場合、2年以内であればさかのぼって納めることができますが、2年を過ぎると時効により納められなくなります。

■ 付加年金

国民年金基金に加入していない第1号被保険者は、定額の保険料を納付する際に、あわせて付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、上乗せの付加年金を受けることができます。

『付加保険料額』 月額400円
 『付加年金額』 年額200円×納付月数

■ 免除制度（納付が困難なかた）

- 申請免除
申請して承認されると免除になります。所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときには、本人の申請によって保険料の納付が免除されます。本人と配偶者と世帯主の所得に応じて保険料の全額または一部（4分の1、2分の1、4分の3）が免除になります。
※承認された一部保険料を納付しなかった場合、その期間の一部免除は無効となり、未納扱いになりますのでご注意ください。

■ 若年者納付猶予制度（50歳未満のかた）

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上50歳未満のかたは、申請により保険料の納付を後払いにできます。

■ 学生納付特例制度（学生）

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。

■ 保険料の追納

免除または猶予の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。そこで、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料に対し、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■ 後納制度（納付期限の延長）

平成27年10月1日～平成30年9月30日まで、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2～5年に延長となります。保険料を後納するには、年金事務所に事前申込をして審査を受けなければなりません。老齢基礎年金を受給しているかたは申し込みできません。後納保険料は、年度ごとに変更されます。

■ 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間や免除期間などの受給資格期間が25年以上あるかたが、原則として65歳から受けられる年金です。20～60歳になるまでの40年間保険料を納めたかたは満額を受けることができます。
 ・年額780,100円（平成28年4月）
 （原則として20～60歳までの40年間すべて保険料を納めたときの額）

■ 障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは20歳前や60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間）に初診日*のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がいの状態になったかたが受けられます。
 ※初診日とは障がいの原因となった病気やけがで初めてお医者さんにかかった日のことです。
 ・年額975,125円…1級障がい（平成28年4月）
 ・年額780,100円…2級障がい（平成28年4月）
 生計を維持されている子（18歳到達年度末日までの子または20歳未満で1・2級の障がいのある子）がいるときは加算されます。

■ 遺族基礎年金

国民年金加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいるかた）や老齢基礎年金を受けているかた、受けられるかたが亡くなったとき、亡くなったかたに生計を維持されていた子のある配偶者または子が受けられます。
 （子のある配偶者…子1人の場合の例）
 ・年額1,004,600円（平成28年4月）
 （基本額780,100円+子1人の加算額224,500円。子とは18歳到達年度末日までの子または20歳未満で1・2級の障がいのある子をいいます）